

戦争・死刑と国家。そして国家と人民 (98)

2018年7月1日

小田中聡樹

(東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今回は2016年8月に生じた諸問題の最終回です。次回より2016年9月に入ります。)

五 教育、報道、文化、ヘイトスピーチの諸問題

(一) マス・コミの動き

(1) NHK 経営委員会

NHK が、安倍内閣成立以降「国策報道機関」化しているのではないかという疑問が広く持たれている。この疑問を解き明かすため、「NHK を監視・激励する視聴者コミュニティ」共同代表醍醐聰氏の寄稿文を参考にして解き明かしてみよう(2016年8月1日赤旗)。

①2016年6月28日、NHK 経営委員会で石原進氏が経営委員長に選出された。しかし、石原氏は、3年前(2013年)のNHK 会長選考のとき、靱井勝人氏を推薦した中心人物であった。

NHK 会長となった靱井氏とは、就任直後の記者会見で、政府寄りの発言を繰り返す人物である。その例は、会長就任直後に、“政府が右ということ左とは言えない。原発報道は、国民の不安をかき立てないよう、公的発表をベースにして欲しい。NHK が従軍慰安婦問題をどう扱うかは政府のスタンスを見極めてから”など、国策報道機関まがいの発言を繰り返す人物である。そういう人物を選出したのが石原氏を委員長とするNHK 経営委員会である。

②それだけではない。石原氏は、経営委員会在任中の2014年7月18日、福岡市で開か

れた九州財界人と安倍首相との会食に出席し、川内原発の早期再稼働を安倍首相に要請し、安倍首相もこの要請に応じた。しかも石原氏は、この会食の後にもこのやり取りを記者に恰も政府のスポークスマンの如く語ったのである。

③しかし、それだけではない。石原氏は、「日本会議福岡」の名誉顧問の職にあった。では「日本会議」とはいかなる団体かといえば、本稿でも以前に取り上げたように、首相の靖国神社参拝を支持し、改憲を支持するなど、極右団体である。

④以上の事実から浮かび上がるのは、NHK を国策報道機関化させないためには、NHK 会長の人事権を握るNHK 経営委員会を民主化しなければならない、ということである。

(2)では民放はどうか。2016年7月30、31日、民放労連(民間放送労働組合連合会)は定期大会を開いた(8月8日赤旗)。

①この大会では、安倍政府のメディア支配が問題とされた。赤塚委員長は、秘密保護法や戦争法を強行した安倍政権の次の狙いは改憲だとした上で、次のように警鐘を鳴らした。

“メディアが伝えきれていない。組合の責任がどこ迄伴うのか議論が必要だ。しかし、真実を見つけていかないと、ずるずると戦争の道を行きかねない”、と。

そして大会では、斉田書記局長から、政治とメディアとの関係を含めた運動の総括と今後の方針が報告された。その中で斉田書記局長は、“気が付けば戦争の道とならないよう警鐘を鳴らすのがメディアの役割。政府はプレッシャーをかけてくる。危険を検知する炭坑のカナリアの役割を果たそう”、と強調した。

㊤そして次のような事実が明らかにされた。

㊤あからさまな政権の圧力が目立つようになったのは、一昨年（2014年）の総選挙直前であり、安倍首相がTBSの「ニュース23」に出演した際に、政権に批判的な街の声に対して、“おかしい、（編集で）選んでいる”と断定した。その二日後、在京キー局に「公正、公平な報道を求める」要請文が出された。そして今年（2016年）2月9日、高市総務相は、番組が偏っていると政府が判断した場合、放送局の電波を止められる（停

波）との考えを示し、安倍首相もこれを是認した。

㊤これに対し2月10日、民放労連は声明「高市総務相の“停波”発言に抗議し、その撤回を求める」を発表すると共に、高市総務相あての公開質問状を二度にわたり出したが、総務省は“国会答弁の内容に尽きる”と回答した。

そこで民放労連は、3月9日高市総務相の辞任を求める声明を発表して抗議した。

㊤そして討論では、複数の組合から安倍政権のメディア圧力と闘う思いが語られ、大会最終日には、民放労連本部提案の「圧力に屈することなく、放送の自由を守り抜く」を採択した。

㊤以上の事実から示されていることは、㊤民放にも安倍メディア支配が及んでいること、㊤その圧力に抗する力が、民放労連の例でみるようにメディア内部に存在していること、㊤この圧力に抗するには、民放経営者の自覚が必要なこと、である。㊤そして私達一般の市民もこの民放労連の抗議姿勢をバックアップすべきだと考える。

（二）教育・文化問題

（1）2016年8月1日、文部科学相諮問機関・中央教育審議会（中教審）は、2020～2022年度の「新学習指導要領」の「審議まとめ案」を公表した（8月1日朝日新聞）。

㊤そもそも「学習指導要領」とは何か。文部科学省が小・中・高校の教育目標や内容を定めた文書であり、文科相が告示するもので、国公立、私立の全てが原則として守らなければならない大綱的基準である。1958年以降、法的拘束力があるとされた。

㊤その変遷を、朝日新聞記事（8月2日）から拾えば次のようになる。

1958年以降、㊤1958年に法的拘束力があるとされた。同年改訂により「道徳」が新設。1977年改訂により「ゆとりの時間」導入。1998年改訂により教育内容が3割削減。2000年完全5日制導入。2007年全国学力調査開始。2008年「脱ゆとり」改訂。

以上の変遷を経て、今回の改訂の審議が中央教育審議会（中教審）に於いて2014年

に始まり、2016年の「審議のまとめ(素案)」が中教審によって公表された。

③そこで、8月1日公表された「審議まとめ」の内容を概観する(8月2日朝日新聞参照)。

④今回の改訂は、「何を学ぶか」に加え、「どのように学ぶか」「何ができるようになるか」という観点から見直したものである。「どのように」という学びのプロセスでカギとなるのが「アクティブ・ラーニング」(AL)(能動的学習)であり、学ぶ側の能動的な参加を取り入れた指導・学習方法であり、発見学習、課題解決学習、グループディスカッション、ディベート(討論)、グループワークなどである。

⑤小学校では、英語教育の大幅拡充(例えば小学校3・4年生にも英語教育開始)。

「プログラミング教育」開始(例えばコンピューターに指示を出す作業の体験)。「アクティブ・ラーニング」の本格化。

⑥中学校では、部活動について、「深い学び」の提案(例えば、スポーツは「する」だけでなく「みる」「支える」「知る」ことへの教育)。

⑦高校では、(i) 地理・歴史—必修科目「歴史総合」の新設(世界と日本の18世紀

後半以降を学ぶ)、「世界史探求」「日本史探求」(名称変更と単位数の増加)。(ii) 「地理総合」の必修化と選択の「地理探求」を置く。(iii) 「公共」を新設、必修化(主権者教育を担う科目)(代わりに「現代社会」廃止)。(iv) 国語に「現代の国語」「言語文化」新設・必修。(v) 理数に選択科目「理数探求基礎」「理数探求」を新設。(vi) 外国語では英語が6科目に。(vii) 「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」に再編し、プログラミングを両科目に組み込み全員が学ぶようにした。

⑧以上が「審議まとめ案」の概要である。なお、この案が中教審自身の完全な自発的提案であるかには疑問がある。赤旗8月2日の報ずるところによれば、“文部科学省が「審議のまとめ(素案)」を中教審教育課程企画特別部会に示した”とある。そうだとすると、「審議まとめ案」の基調は文科省が作り、その基調に中教審がお墨付きを与えたことになるのではないかという疑問を拭えない。

⑨ではこの「審議まとめ案」に対し、如何なる評価が加えられているかをみよう。

⑩植田健男名古屋大学大学院教授の論評を、評価に関わる部分のみを記す(赤旗8月2日)。

「何のための学び」か。

本来、学習指導要領は一つひとつの学校において、地域や子どもたちの実態に応じてつくられる教育課程の「基準」という意味を持つものでした。しかし、学校教育法の改正によって、子どもたちが形成すべき「学力」を国が法律で規定してしまい、さらに地球全体を覆うグローバル資本主義競争への対応という「社会的要請」に応じて、子どもたちが身につけるべき「資質・能力」まで詳細に国が規定して、厳密に「評価」し、その達成を迫るのは、すべての子どもたちに対する無償の学習権保障の体系としての「公教育」と相いれるものなのでしょうか。

学習指導要領が果たす社会的機能が、さらに大きく変更されようとしています。果たして、それはさまざまな課題を抱えた今の学校を、どういう方向に「変えよう」としているの

か、そもそもこういうやり方が容認されうるものなのか、まさしく社会全体での議論が必要とされています。

④この論評に学ぶことは、子どもの学力、資質、能力を国が評価するのは子どもの「学習権」の侵害になるもので、公教育と矛盾していることを明快に説いた点にあると考え

る。

⑤④また中田康彦一橋大学大学院教授の論評を評価に関わる部分を記す（前掲赤旗）。

柔軟さ損なわれる恐れ

目標設定・学習評価のあり方については、キャリア教育にポートフォリオを導入する提案（「キャリアパスポート（仮称）」）など、学習プロセスを評価対象とするといった視点がおろそかになっています。これは「どのように学ぶか」を重視することの表れですが、目標・評価に対する基本的考え方を見直さないと、単にやってみただけということになりかねません。

カリキュラム・マネジメントの意義として、各学校における弾力的な時間割編成ができることが挙げられています。しかしこれも授業時数増に対応するための苦肉の策としてしか使われないようであれば、学校の状況に応じた豊かなカリキュラムの実現というより、画一化されたカリキュラムへの道筋となってしまうでしょう。学習指導要領を含め、教育課程が政策レベルでより緻密に構築されるようになり、学校レベルでの教育課程編成の柔軟さが損なわれる可能性も否定できません。

「社会に開かれた教育課程」の含意の一つとして、地域の人的・物的資源の活用が挙げられていますが、総合的な学習の時間が導入された時や、高校や大学で対話的授業の意義が語られた時と同じ轍を踏まないためには、理念を実現しうる条件・体制を整えることが求められています。

⑥この論評の意義は、子どもの学習過程に国が介入することの危険性について、学校レベルの教育の柔軟性を損なうものであり、画一的教育に道を開く可能性があることを指摘した点にあると考える。

⑥④中村尚史日本教職員組合教文局長は、次のように述べている（前掲赤旗）。

「全国学力テスト以来、教室の学びはドリル中心の薄っぺらいものとなり、学習に向かえない子どもが増えています。『まとめ』の示す方向では子どもの抱える困難は解決されません。深い学びというなら国は人材像を上から決めるのではなく、少人数学級で、教員の多忙解消、教育の自主性の尊重に転換すべきです」、と。

⑥この論評の意義は、子ども・児童の教育にとって、子どもの抱えている問題は何かを理解することの重要さであり、国・政府のなすべきことは学習指導要領の改定よりも、現場で働く教員の多忙解消、教育の自主性尊重、少人数学級の実現であることを鋭く指摘した点にあると考える。

（２）次に基礎教育保障学会設立について取り上げる。

①8月21日、基礎教育保障学会設立大会が開催され、155人が参加した（8月22日赤旗、朝日新聞）。

設立の目的は、貧困や家庭の事情で生活に必要な教育を受けられなかった人々の支援であり、研究者や教員が設立した学会で

ある。

同学会は、基礎教育を「人間が人間として尊厳を持って生きていくために必要最低限の基礎教育」と定義し、この定義を踏まえ全ての人が義務教育を受けられることができる社会を基本としつつ、就学前教育、職業教育、成人識字教育なども含めた幅広い教育を受けられることができる社会の構築を目指している学会である。

そして会長に就任した上杉孝実京都大学名誉教授は、「これ迄いろいろな実績を重ねた方々が一緒になって作り上げた学会です。今後はより実践に根ざした研究を目指していきたい」とあいさつした。

②この学会設立の意義は、全ての人に教育を受ける権利があるという憲法的理念を具体化しようとする学会であることに注目したいと思う。

(3) ①②8月2日、法務省は、在日韓国女性に対するヘイトスピーチ(差別的言動)を一月に行ったとしてデモ代表者に中止を勧告したことを明らかにした。

その差別的言動とは、在日韓国人が多く住む川崎市桜本地区周辺で、“頭の悪い反日勢力は日本から出ていけ”というものであった。この言動に対して、法務省は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ対策法)を適用して中止を勧告した。

③なお、この法律は2016年6月に成立・

(4) 以上をもって2016年8月分を終える。

施行されたものであり、国と地方自治体に対し、教育の充実や啓発活動に加えて、不当な差別的言動の解消に向けた助言その他の措置を講ずる責務を有するとしている(本法第4条)。なお、ヘイトスピーチに対する勧告は、2015年12月に続き二例目だという。

◎「ヘイトスピーチ」が吹き荒れ始めたのは、2009年に在特会などが京都朝鮮第一初等学校を襲撃し罵声を浴びせかける事件が起これ、その後、在日韓国・朝鮮人への排外主義的なスピーチやデモが日本中に広まったのである(世界2014年11月号参照)。

④有田芳生氏(ジャーナリスト・元参議院議員)は、ヘイトスピーチについて次のように指摘している。

①1939年9月にナチスがクラクフに入ってきてハーケンクロイツの旗を中央広場に掲げ、「ユダヤ人は虱だ」というポスターを街中に貼った。そしてヘイトスピーチ、その延長がゲッソー(ドイツに於けるユダヤ人強制収容所)への隔離政策であり、その行き着く先がアウシュヴィッツであり、ヘイトスピーチはジェノサイド(大量殺人)の第一歩である、と(前掲世界)。

②以上の指摘から判明することは、ヘイトスピーチとは、差別する社会、憎悪する社会、ファシズム、そして「戦争国家」を生み出す前触れであり母胎だ、ということである。